

互助会からのお知らせ

請求忘れはありませんか？

互助会の給付・厚生事業の中には、事実が発生した日から3年以内に請求しなければ権利が消滅するものがありますので、請求漏れがないか今一度ご確認ください。

なお、請求書様式は互助会ホームページからダウンロードできます。



■結婚祝金

会員が結婚したとき

給付額 50,000円

- 提出書類
- 結婚祝金請求書
 - 戸籍抄(謄)本の原本



■妊婦支援補助

会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85日)に達したとき

給付額 30,000円

- 提出書類
- 妊婦支援補助費請求書
 - 医師の証明書(写)や母子手帳(写)等、出産予定者と予定日が確認できるもの

※平成28年度から、被扶養者も給付対象者となります。



被扶養者認定前に、妊娠4カ月に達していた場合でも、出産前に被扶養者認定を受けた方は対象となりますので、請求をお忘れなく!!

■出産祝金・見舞金

会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月(85日)以上の流産・死産、母体保護法による中絶を含む。)したとき

給付額 35,000円

- 提出書類
- 共済組合に出産費・家族出産費請求書(直接支払制度及び受取代理制度利用者を含む。)を提出した会員には、自動的に給付
 - 共済組合員以外の会員(教育関係団体職員)又は共済組合から出産費が給付されない被扶養者については、出産祝金・見舞金請求書及び医師等の証明書(写)等を提出



■入学・卒業祝金

会員の子が、義務教育諸学校へ入学したとき、また、中学校(中学部)を卒業したとき

会員の被扶養者でない子も対象になりますので、夫婦とも会員の場合は、それぞれの所属所から報告書の提出が必要です。

給付額 10,000円

- 提出書類
- 入学祝金該当者報告書、卒業祝金該当者報告書
- 令和3年度の入学祝金は、6月上旬に各所属所に調査を依頼し、給付済です。
卒業祝金は、令和4年2月に各所属所に調査を依頼し、令和4年3月に給付します。

■ドック負担金補助事業

(令和3年度事実発生分から対象)

会員が、公立学校共済組合青森支部が実施する「宿泊ドック」又は「一日ドック」を受診した場合

補助額 宿泊ドック 10,000円
一日ドック 3,000円

- 提出書類
- ドック負担金補助請求書
 - 医療機関が発行する領収書

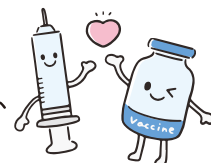
■予防接種負担金補助事業

(令和3年度事実発生分から対象)

会員が、インフルエンザ予防接種を受け、自己負担したとき

補助額 1,000円(年度内1回)

- 提出書類
- 予防接種負担金補助請求書
 - 医療機関が発行する領収書等



予防接種負担金補助事業(インフルエンザ予防接種)接種から補助金請求までの流れ

医療機関にてインフルエンザの予防接種を受けます。

インフルエンザ以外の予防接種は、補助対象外です。

会計の際、下記の内容が記載された領収書等を発行してもらいましょう。

- ① ワクチンの接種年月日
- ② 医療機関名
- ③ 接種者氏名(フルネーム)
- ④ ワクチンの種類(インフルエンザ)
- ⑤ ワクチンの金額と領収印

インフルエンザの記載がない領収書は受付できません。

※領収書に④の記載がない場合は、領収書の他にインフルエンザワクチンとわかる記載がある診療明細書などの添付が必要な場合があります。
詳しい領収書等記載確認事項については、互助会HPIに掲載しています。

互助会HPから、「予防接種負担金補助請求書」をダウンロードし、必要事項を記入・押印のうえ、領収書等の原本を添付し、互助会あてに送付してください。

互助会に届き次第、順次内容を確認し、給付処理をします。請求書等に不備がある場合は、電話等で連絡します。書類を提出する際、不備がないか今一度ご確認ください。なお、補助金は、例月の医療費等給付金送金日に併せて給付します。